

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)

(傍線部分は改正部分)

(特定無線設備等)	改正案	現行
第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。
一～五十六 (略)	一～五十六 (略)	一～五十六 (略)
五十七 設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	五十七 設備規則第四章第二節の八においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(他の放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	五十七 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの
五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの
五十八～六十	五十八～六十	五十八～六十
2 (略)	2 (略)	2 (略)
別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)	別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)	別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)
一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。	一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。	一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。
(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)	(1)、(2) (略)

送			置 装 一		
又 は 不 要 發 射 の 強 度 射	占 有 周 波 數 帶 幅	周 波 數 數	二 試 驗 項 目		
スリ ペア ク ト ル 分 析 又 是 器	低 周 波 電 力 計 器 分 析 又 是 器	バ ベ ク ク ト メ ー ル 疑 似 信 號 發 生 器 又 是 器	周 波 數 數 計 分 析 又 是 器	ス ペ シ 音 信 號 發 生 器 又 是 器	試 驗 項 目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	三 測 定 器 等
○	○	○	備 設 線 無 の 一 の 号 七 十 五 第 項 一 第 条 二 第		四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
○	○	○	備 設 線 無 の 二 の 号 七 十 五 第 項 一 第 条 二 第		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 特性試験
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方針により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

送			置 装 一		
又 は 不 要 發 射 の 強 度 射	占 有 周 波 數 帶 幅	周 波 數	二 試 騐 項 目		
ス リ ベ ア ク ス ト 電 力 分 計 器 分 析 又 是 器 は ブ	低 周 波 波 信 號 發 生 器 又 是 器 は	疑 似 音 信 號 發 生 器 又 是 器 は	ス バ ペ ク ト メ ー タ ル 分 析 器 又 是 器 は	周 波 數 計 又 是 器 は	二 試 験 項 目
					三 測 定 器 等
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
○	○	○	備 設 線 無 の 第 七 十 五 第 項 一 第 刻 二 第		四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 特性試験
申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

装 置		感 度 抑 壓 効 果		相 互 変 調 特 性		周 部 發 振 器 の		周 波 数 变 動		特 性		総 合 歪 及 び 雜 音	
歪 率	標準信 号發 生 計	音 レ ベ ル 計	標準信 号發 生 計	音 レ ベ ル 訃	標準信 号發 生 計	直 線 檢 波 發 振 器	周 波 数 計	周 波 数 計	周 波 数 計	周 波 数 計	周 波 数 計	周 波 数 計	周 波 数 計
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第一号の八、第四号、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）。

装 置		感 度 抑 壓 効 果		相 互 変 調 特 性		周 部 發 振 器 の		周 波 数 变 動		特 性		総 合 歪 及 び 雜 音	
歪 率	標準信 号發 生 訃	音 レ ベ ル 訃	標準信 号發 生 訃	音 レ ベ ル 訃	標準信 号發 生 訃	直 線 檢 波 發 振 器	周 波 数 訃	周 波 数 訃	周 波 数 訃	周 波 数 訃	周 波 数 訃	周 波 数 訃	周 波 数 訃
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

イ (略)

ウ 申込設備が第二条第一項第一号の四、第一号の八、第四号、第九号、第十号、第十一号、第十一号の二（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）。

限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十四号、第四十六号、第四十七号、第五十七号又は第五十七号の二である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二四十九条の六の二第一項第一号口及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号口及びハ並びに第二項、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ、同項第二号口並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ、同項第二号口並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の七第一号口（4）、第四十九条の七の二第一号、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ（1）から（3）まで並びに口（2）及び（3）、同条第二号イ（1）及び（3）から（5）まで、第四十九条の二十三第一号イ（1）及び（3）、同条第二号イ（1）及び（2）、第四十九条の二十四の二第一号口からへまで並びに第二号イ及び口、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、及び第九号、第五十四条第一項第四号イ（6）、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項、第五十七条の三の二第三項又は第五十八条の二の十三第一項第二号チに定める条件への適合を総務

限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号四号、第十四号の二、第二十号、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十四号、第四十六号、第四十七号又は第五十七号である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第一項第一号口及びハ並びに第二項、第四十九条の六の三第一項第一号口及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の六の二第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の四第一項第一号口及びハ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一号イからニまで、第二号口及びハ並びに第三号、第四十九条の七第一号口（4）、第四十九条の七の二第一号、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十五号、第四十九条の十五第二項、第四十九条の十八第一号イ（1）から（3）まで並びに口（2）及び（3）、同条第二号イ（1）及び（3）から（5）まで、第四十九条の二十三第一号イ（1）及び（3）、同条第二号イ（1）及び（2）、第四十九条の二十四の二第一号口からへまで並びに第二号イ及び口、第四十九条の二十七第六号、第七号及び第九号、第五十四条第一項第四号イ（6）、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項、第五十七条の三の二第三項又は第五十八条の二の十三第一項第二号チに定める条件への適合を総務

の欄印を総務大臣を司に付したる試験方法又はいふ回数が
上の方想に付する種類かの試験をこへ。) おほへ。

一一一 (笠)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号—(1) 関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注1～11 (略)

12 6の欄は、次によること。

(1) 設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なよ、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を來すこととなるないことを説明した書類を添付すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号—(1) 関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項第57号に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

(様式 略)

注1～11 (略)

12 6の欄は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値及び1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。(記載例 略)

大臣が司に付したる試験方法又はいふ回数が上の方想に付する種類かの試験をこへ。) おほへ。

一一一 (笠)

場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。

(記載例) 略)

(2) 7の欄の(2)の図面は、送信空中線に限り、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

14 (略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。
(様式略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
第2条第1項第57号の2に掲げる無線設備	UU

(2) 7の欄の(2)の図面は、送信空中線に限り、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

14 (略)

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）
表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を附加したものとする。
(様式略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV